

投票立会人の手引き



2024年5月

岩手県明るい選挙推進協議会

目 次

第1章 投票立会人の心がまえ

- 1 投票立会人とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 投票立会人の心がまえ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 投票所・期日前投票所での立会い

- 1 投票日（期日前投票日）当日の流れ・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 投票立会人の主な仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 病院等の不在者投票施設での立会い

- 1 病院等での不在者投票の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 投票立会人の主な仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

投票立会人Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

選挙の豆知識Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第1章 投票立会人の心がまえ

1 投票立会人とは

市町村選挙管理委員会が選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日の3日前までに本人に通知します。(病院等の不在者投票施設の投票では、直接施設が投票立会人の選任を行います。)

投票立会人に選任された方は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務執行が公正に行われるよう立ち会うことになります。

2 投票立会人の心がまえ

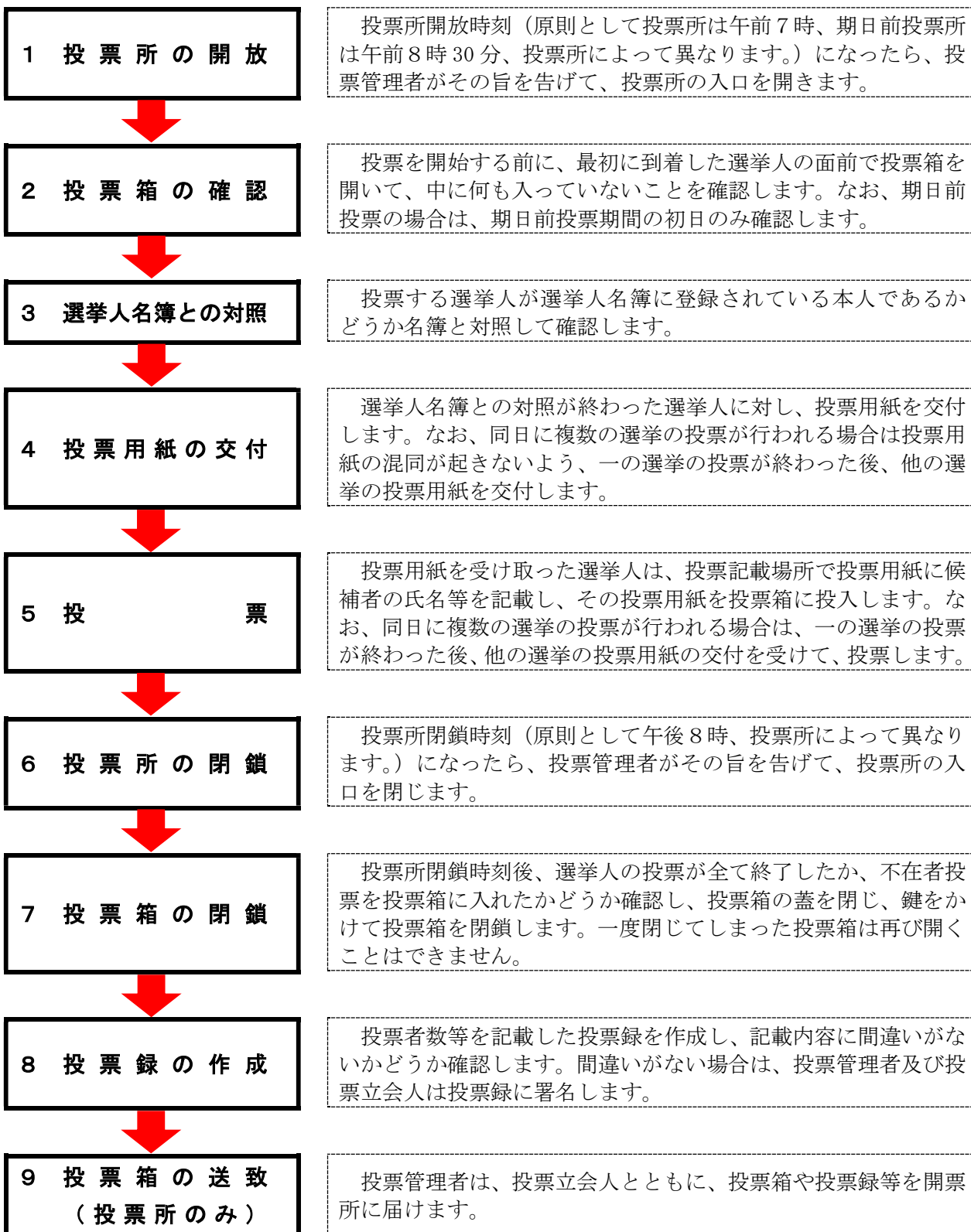
投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するため公益代表として投票事務全般に立ち会う重要な職責を持つことから以下の事を心がける必要があります。

- (1) 投票立会人は、投票事務が公正、確実かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票できるよう投票管理者（不在者投票管理者）に協力することが大切です。
- (2) やむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出てはいけません。やむを得ず投票所外に出るときは、事前に投票管理者に連絡してください。
- (3) 投票立会人は、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き辞職することができません。やむを得ない事情が生じた場合は、速やかに選挙管理委員会（不在者投票施設）に連絡してください。また、参集時刻までに投票所や不在者投票施設に到着できない場合は、速やかに選挙管理委員会（不在者投票施設）に連絡してください。
- (4) 投票立会人として従事している投票に関し、さまざまなことを知っていますが、投票に関する秘密は決して他人に漏らさないでください。

第2章 投票所・期日前投票所での立会い

1 投票日（及び期日前投票日）当日の流れ

投票立会人は、投票所の開放から投票箱の送致までのすべての投票手続に立ち会います。
なお、期日前投票制度については、P.10を参照してください。



2 投票立会人の主な仕事

投票所・期日前投票所での投票立会人の主な仕事は次のとおりです。

なお、投票所・期日前投票所には、投票管理者や選挙管理委員会の職員等がいますので、選挙に詳しくない方でも問題ありません。

(1) 投票手続の全部に立ち会うこと

投票所・期日前投票所を開くところから、投票時間が終了し投票箱を閉鎖するまで投票手続の全てに立ち会います。主な内容は次のとおりです。

- ・投票所・期日前投票所の出入り口開閉の立ち会い
- ・最初に投票をする際に、投票箱が空であることの確認の立ち会い
- ・投票人が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立ち会い
- ・投票時間終了後に、投票箱を閉鎖することの立ち会い

(2) 意見を述べること

投票管理者から投票を拒否することや代理投票を拒否すること等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことや選挙人が代理投票を認められたことについて、投票管理者の決定について異議がある場合は、意見を述べることができます。

(3) 投票録に署名すること

投票管理者は、投票所での投票者数等を記録した投票録を作成します。投票立会人は、投票録の記載事項に間違いがない場合、投票録に署名します。

(4) 投票箱を送致すること（投票所での立会いの場合）

投票立会人（投票立会人全員ではありません）は、投票管理者とともに投票箱や投票箱の鍵等を開票所に届けます。

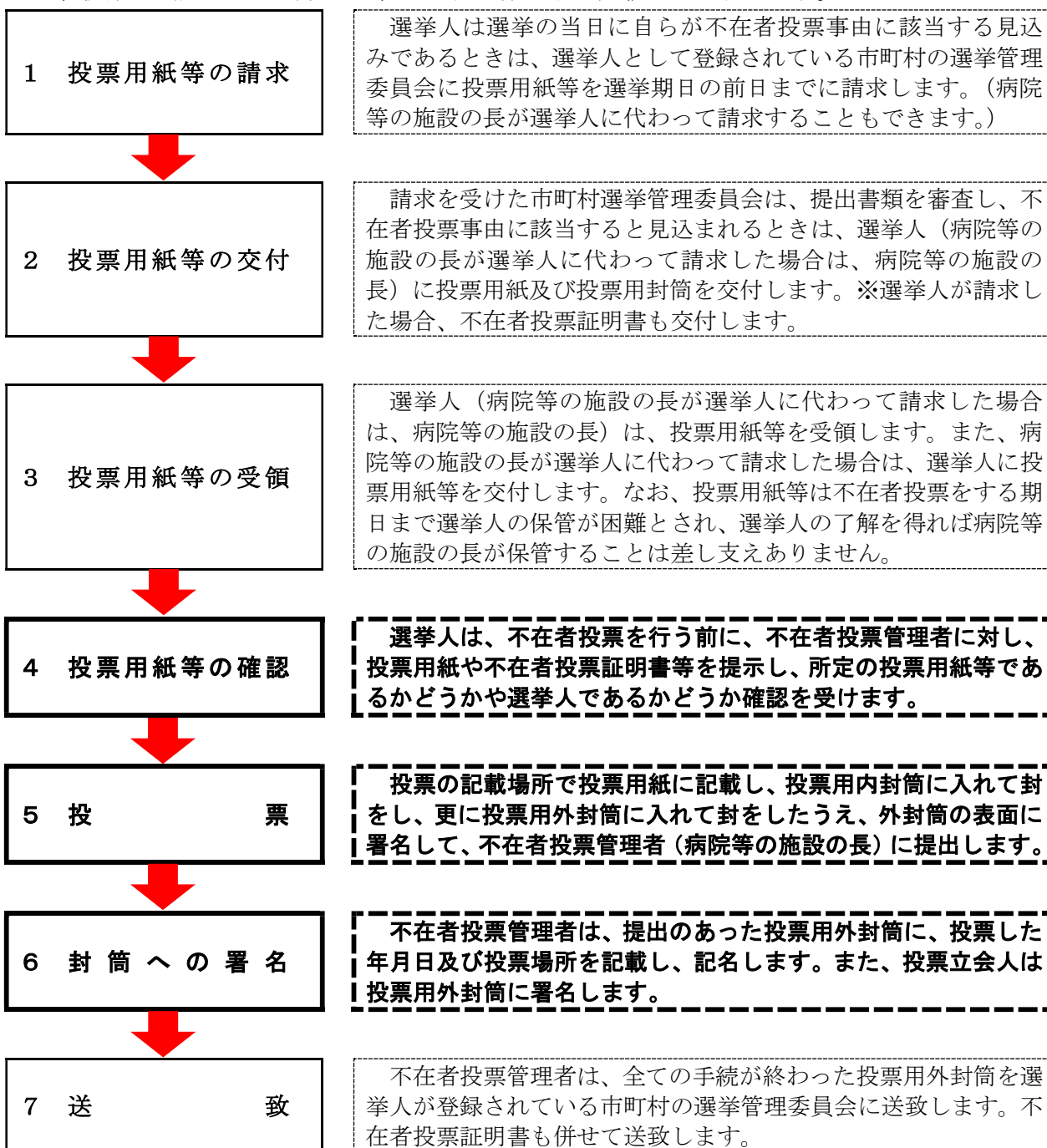
第3章 病院等の不在者投票施設での立会い

岩手県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設（以下「病院等」という。）に入院・入所している選挙人で疾病、身体の障害等のため歩行が困難である場合など一定の事由に該当し、投票所に行けない場合は、選挙日前に病院等において不在者投票を行うことができます。

1 病院等での不在者投票の流れ

病院等で行われる不在者投票は、投票所で行われる投票と一部異なります。

なお、投票立会人が立ち会うのは、ゴシック体太字で記載された項目です。



2 投票立会人の主な仕事

病院等での不在者投票における投票立会人の主な仕事は次のとおりです。

なお、病院等での不在者投票では、不在者投票管理者（病院等の施設の長）がいますので、選挙に詳しくない方でも問題ありません。

(1) 投票手続の全部に立ち会うこと

投票用紙等の確認・交付から、投票用紙が入った投票用外封筒の受領までの投票手続に立ち会います。主な内容は次のとおりです。

- ・投票用紙等が所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかの確認の立ち会い
- ・投票人が投票用紙に記載し、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名し、不在者投票管理者に提出するまでの立ち会い

(2) 意見を述べること

不在者投票管理者から代理投票を拒否する等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が代理投票を認められたことについて、不在者投票管理者の決定について異議がある場合は、意見を述べることができます。

(3) 投票用外封筒に署名すること

投票立会人は、選挙人から提出のあった投票用紙が入った投票用外封筒に、署名します。

(4) 病院等のベッド上での投票

原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人は、不在者投票管理者の管理下で投票立会人の立会いがある限り、ベッドの上で投票することができます。

病院等の不在者投票管理者には、市町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせる等、不在者投票の公正な実施確保の義務が設けられています。

投票立会人Q & A

Q 1 投票立会人は誰が選ぶのですか？

A 1 投票日当日及び期日前投票の投票立会人は、各市町村選挙管理委員会が選任します。
病院等の不在者投票の投票立会人は、各施設の不在者投票管理者（病院等の長）が選任します。

Q 2 投票立会人として選任されるための条件はなんですか？

A 2 どの投票所においても選挙権を有していることが必要な条件になります。
このほかにも、投票所及び期日前投票所には一部条件があります。

投票所	選挙権	その他
投票所	○	政党その他の政治団体に属している方は制限がある（※）
期日前投票所	○	政党その他の政治団体に属している方は制限がある（※）
病院等不在者投票施設	○	

※ 同一の政党その他の政治団体に属する者は、投票所で2名以上、期日前投票所で2名を選任することができません。

Q 3 投票立会人は何人選任されるのですか？また、立会時間はどのくらいですか？

A 3 次の表のとおりとなります。

投票所	選任される人数	立会時間
投票所	2名以上5名以下	選挙当日の午前7時～午後8時（※）
期日前投票所	2名	期日前投票期間（選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日まで）の午前8時30分～午後8時（※）
病院等不在者投票施設	1名以上	不在者投票のできる期間（選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日まで）で不在者投票施設において投票が行われる時間

※ 市町村によって投票時間を繰り上げ又は繰り下げ場合があります。

Q 4 投票立会人には報酬や交通費は支払われますか？

A 4 投票所及び期日前投票所で投票立会人として従事した方に対する報酬や交通費は、各市町村が定めた額の範囲内で支払われます。

病院等の不在者投票施設で投票立会人として従事した方に対する報酬や交通費の支払いについては、施設によって取扱いが異なっており、ボランティアとして依頼される場合や、交通費相当額のみをもって依頼される場合もあります。

施設側に対しては、投票立会人を依頼する際には、ボランティアなのか、報酬や交通費の支払いはどうかという話を事前に依頼される方にするよう周知しておりますので、話がなされない場合には選管から事前に確認するように、との話を受けている旨話をしていただき、事前に条件を確認されますようお願いいたします。

法律の改正により、不在者投票施設が投票立会人（市町村選挙管理委員会が選定した方に限ります。）に支払った報酬等については、公費で負担されることとなりました。これにより、これまでボランティア等として報酬等が支払われなかった場合でも報酬が支払われる可能性があります。

選挙の豆知識 Q & A

Q 1 投票所入場券を忘れても投票できるの？

A 1 投票所入場券を忘れても投票はできます。投票所入場券を忘れた場合は、本人確認を行ってから投票します。

Q 2 子供を投票所に連れて行っても大丈夫？

A 2 選挙人の同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満 18 年未満の者）は投票所に入ることができます。子供を投票所に連れていく場合は、次のルールを守りましょう。

- ① 投票所内で投票について選挙人と相談したり、大声で騒がないこと。
- ② 他の選挙人の投票を覗き見ないこと。
- ③ 同伴する選挙人から離れて歩き回ったり、また選挙人が退出したにも関わらず、投票所に不必要に留まらないこと。
- ④ 同伴者が選挙人に代わって投票用紙に候補者名等を記入したり、投票用紙を投函しないこと。

Q 3 身体に障がいがあって投票用紙に候補者の名前を書けないときはどうすればいいの？

A 3 身体に障がいがあるか又は字の読み書きができないことにより自分で候補者の氏名等を記載できない選挙人は、投票管理者に代理投票の申請をして認められた場合、補助者に候補者の氏名等を記載してもらうことができます。

なお、病院等の不在者投票施設における代理投票の流れは次のとおりです。

また、視覚に障がいがあり字が書けない方のために、点字での投票もできるようになっています。

- ① 選挙人は不在者投票管理者に対し、代理投票を申請します。（申請は口頭でもかまいません。）
 - ② 不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票に係る事務に従事する者のうちから補助者 2 名を定めます。
 - ③ 補助者のうち 1 名の立会いの下に他の 1 名が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、これを投票用封筒（内封筒に入れて、次に外封筒に入れる）に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、不在者投票管理者に提出します。
- ※ 投票立会人は、代理投票の補助者を兼ねることはできません。

Q 4 選挙によって投票方法の違いはあるの？

A 4 選挙によって投票方法が違います。

特に間違えやすいのが、衆議院と参議院の比例代表選挙の違いです。投票方法を間違えてしまうと、大切な一票が無駄になってしまいますので、気をつけてください。

衆議院議員選挙の場合、小選挙区選挙と比例代表選挙の 2 つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われますので、選挙日当日は、3 つの投票を行うことになります。

知事選挙は、記号式投票となります（期日前投票及び不在者投票を除く。）。あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名の上に○の印をつけて投票するものです。

Q5 投票日当日に仕事があって投票に行けないときはどうすればいいの？

A5 投票日当日に投票所に行けなくても投票日前の一定期間投票することができます。

投票制度には、投票日当日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなど、さまざまな状況を考慮した次のような仕組みがあります。

期日前投票制度

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるときなど一定の事由に該当し、投票日当日に投票に行けないと見込まれる方は、投票日前に選挙人名簿登録地の市町村の期日前投票所で投票することができます。基本的な手続きは投票日当日の投票所での投票と同じです。

期日前投票所の場所及び期日前投票期間については、選挙人名簿登録地の市町村へ確認してください。

在外投票制度

仕事や留学などで外国に住んでいる場合は、在外公館または郵便によって海外からでも投票できます。ただし、投票の対象となるのは衆議院議員と参議院議員の選挙で、事前に登録が必要です。

不在者投票制度

長期の出張者や旅行者、また市町村外に引越して間もない場合や、病院等に入院している際に利用できる投票制度です。投票用紙を事前に交付してもらい、滞在先の市町村や入院先の病院等で行うことができます。

船員の不在者投票

船員は仕事の性質上、指定港や船舶内で不在者投票を行うことができます。また、日本国外を航海する指定船舶に乗船する船員のための洋上投票制度もあります。洋上投票制度は事前の手続きが必要ですが、洋上からファクシミリで投票することができます。ただし、投票の対象となるのは衆議院議員と参議院議員の選挙です。

郵便等による不在者投票

重い身体障がいがある方が利用できる投票制度です。事前登録のうえ、自宅などにおいて投票用紙に記載し、郵便や信書便によって送付します。また、自ら記載することができない場合は、代理記載によって郵便等投票を行うこともできます。